

星溪園内における販売行為等の許可基準

第1条 趣旨

この基準は、星溪園条例(以下「条例」という。)第8条に規定する星溪園内での販売行為等の許可基準等について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 許可基準等

条例第8条に規定する行為の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは、販売行為等の許可をすることはできない。

- (1) 公の秩序等に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市指定名勝の品位を汚すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 行為が一般利用者を排除し、迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に同条第1号に規定する暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) 衛生上支障があるとき。
- (7) 星溪園の近隣住民への迷惑行為となるおそれが認められるとき。
- (8) 騒音又は振動を発生させる行為をするおそれがあると認められるとき。
- (9) 暴言や威嚇行為等による勧誘が行われるおそれがあると認められるとき。
- (10) 宗教の勧誘を含む販売行為等であることが認められるとき。
- (11) その他星溪園の管理上支障があると認められるとき。

第3条 許可行為の制限及び取消し

前項の規定に違反したと認めるときは、直ちにその者に対し行為を禁止し、若しくは制止し、又は退去を命じるものとする。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。